

新年を迎えて

狩大町長 高瀬 金次郎

町民のみなさん、明けましておめでとうございます。みなさまとともに、輝しい、平和な昭和三十六年の新春を迎えました。この上もない喜びに堪えないところであり、誠に願ひます。昨年は、当初きずかれました。天候も雨後、順調の一途をたどり、稲作におきましては、本道有史以来の大豊稔に恵まれました。これは、天候に大きく左右され、農家に多大の利益をもたらすものと申し、生産技術の向上と農民各位の精励による賜であり、輸入のみに頼りたより、本道も輸出へと大きく転換いたしました。画期的な年であったと考へます。誠に御同慶に堪えないところであります。

本町におきましても、おなじように、豊かにしかもおだやかに迎春出来ました。ことはほんとうに喜びに堪えないところであります。町政につきましても、御承知のとおり、健全財政と明るい町づくりをモットーとして、種々の事業を着々実行に移してまいりましたが、その大要を申し上げます。懸案でありました福井中学校の校舎の増築と近藤小・中学校の屋内体育館の拡張、狩太町立病院温風暖房の完成をはじめ、その他の整備充実、狩太駅民布温泉の各期輸送の確保など、その他、町道、農道などの新設改良など、つきつきと完成に近づきつつあります。御承知のとおりです。

一面、本町を含めましてのニセコ道立公園も、この程、国定公園として、昇格の機運の兆であり、今年とともに世の関心を集めつつあります。東洋のサンモリツとしてのニセコも、四季を開かず道内外の来遊客が増加し、急行列車の当駅停車、週末におきます狩太、札幌間の準急「ゼールカー」の運転が開始せられ、町産業経済面に及ぼす影響は大なるものと存じます。

又納税につきましても、町民のみなさんから深く御理解と協力をいただき、三十四年度決算におきましては、その納税率、町民税におきまして、九五、〇パーセント、固定資産税九二、二パーセントの好成績を収めることができました。

町民のみなさん、新年おめでとうございませう。私は日ごろ、みなさんから絶大な御支援をいただき、議長職責を大過なくごすことが出来ますこと、みなさんのご協力の賜と深く感謝申し上げます。今後とも一層御支援、御協力下さいますようお願いいたします。

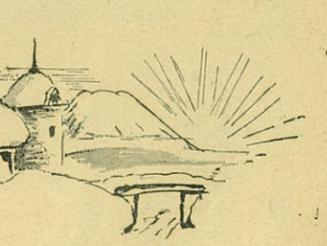
町議会議長、消防団長 佐藤 初一

懸案の福井校舎増築、近藤校屋体拡張、狩太病院温風暖房新設、温泉道路冬期除雪、簡易水道施設など、大きな事業も完成し、道路網の新設改良もまた、つきつきと完成に近づきつつあります。ことばはみなさんにとりましては、明るい住みよい町づくりを目標として、町理事者とともにも幾多山積されます。諸事業の早期完遂に参画してまいりたいと存じます。なほ消防団長といたしまして併せて申し上げます。本町の消防業務に対しましては、平素格別の御高配をいただき、施設も充実強化され、不時の災害に備える万全の態勢が確立され、大過なく年を送ることができ、団員と、ともども感謝いたしている次第です。しかしながら、昨年の火災発生件数の大部分は農産物の火災であり、いかに消防力を発揮しようとしても、各戸が充分火の元に注意されて、火災のない住みよい町の実現のため、御協力をお願い申し上げます。以上を辞であります。町議を代表して、新年の御挨拶といたします。

年頭言

本年は駅前道路の改良、並びに舗装、中学校生徒の急増に対する対策など、幾多の懸案を町議会議員諸賢と相諮りまして、着々と実現に邁進いたす所存であります。特段の御協力をお願いいたします。おりに町民各位の御多幸と御健康を心からお祈りいたしまして新年の御挨拶いたします。

浪岡恵美子 工藤 義幸
中村 政雄 矢野 義幸
神山 茂行 岩上 多美子
羊 栄 久保 昇
山崎ヨシ子 戸沢 直道
小口千代子 若山 義雄
豊里 なし 尾ノ上
別太 利幸 大窪 芳子
乾 里見 高木 文雄
高木 敏子 高木 文雄
佐々木留次郎 都築 民子
小花井 大橋 信一
久保 清一 神田 佳子
網 丘 坂本トシ子
加藤 サキ 神田 佳子
保科 文子 坂本トシ子
黒川 洋子 坂本トシ子
林 谷 坂本トシ子
板 谷 坂本トシ子
竹村 勝己 坂本トシ子
福 井 山上 広
白川 幸男 佐藤 栄子
岸本 元春 古矢 君枝
土生 義信 古矢 君枝
岡出 松雄 古矢 君枝
相 馬 佐藤 ミヨ子
紺野 久子 佐藤 ミヨ子
今野 幸枝 佐藤 光雄
西 富 瑞穂 なし
瑞穂 なし 五十万
林 伸次 五十万
昆 布 五十万
清川 コト 岩上 健三
佐々木ワツ子



切明 礼一 佐竹千枝子
奥村 敏子 高瀬 正雄
滝台 鈴木マサ子
北 栄 松田 悦子
佐藤三津枝 一王子
酒井 妙子 二王子
高橋 幸雄 北 電
工藤 敏子 東 山
和佐田秀吉

成人式

今年の成人者一二九名

待ちに待った、若い方々、待望の成人式が近づきました。新春を寿ぎ、誰もが晴れ々とした気持ちで、うれしく迎えられる一二九名の方々は、本心に歓喜の心で一杯でしょう。

心からお祝い申し上げます。大人になつた、成人になつたという喜びと、自覚、そして自ら生き抜こうとする若い方々を祝ひます。日、一月十五日成人の日であります。

全国中成人の日を祝い、成人青年を祝福する成人祭が挙行されます。本町におきましても例年にならぬ、町民みなさんのご協力によって、つぎの要領によつて挙行せられます。からお知らせいたします。

★成人式(狩太中学校)

- 順序 午前九時
一、開式のことば
二、国歌斉唱
三、式 辞
四、成人者氏名報告
五、記念品贈呈
六、成人者宣言
七、来賓祝辞
八、成人者答辞
九、成人の歌斉唱
十、閉式のことば

- 記念講演 海老名礼太先生
講師 海老名礼太先生
一、開会のことば
二、主催者挨拶
三、祝 宴
四、成人の感想
五、万才三唱
六、閉会のことば
- ★成人祝賀会(狩太中学校)
本通一 伊藤 光行
安孫子恵美子 岡本 義孝
本通二 前田喜美子 伏見セイ子
久保 昇次 清水登喜子
本通三 なし
本通四 木高 了 鈴木 正
本通五 高島 宣也 久保向京子
谷畑 勝治 古川 勇吉
里村 光男 西村 忠良
本通六 片野 祐子 鈴木 君子
米谷 キエ 山下千津子
中村美恵子 塚越 忍
本通七 村上 久子 加賀沢幸枝
伊東 邦彰 一戸 紀子

- 勝良 慶子 本通八 なし
本通九 米田 紀子 中村 朋子
中央一 吉村 キヨ
中央二 重森 孝明 河瀬 英明
中央三 岡田 弘 津野 深雪
佐々木貞子 津野 深雪
中央四 鎌田 初雄
中央五 吉村 清子
中央六 なし
中央七 なし
中央八 なし
山内みどり 松岡
元 町 徳田 国雄
本田 員子 佐々木敏子
吉岡 智子 中村ヒロ子
新 興 柳田千枝子
菓子田昌年 中村ヒロ子
有島 有島 三
二階堂亮爾 有島 三
谷川 和子 三國 輝雄
亀田フジ子 三國 輝雄
羊 蹄 久積 恵子
阿部 セイ 桐野 遠
五代儀勝子 羊蹄一
菅原 信夫 菅原 信夫
光 昭 大野 豊
佐野 栄一 加藤 静江
加藤 静江 共 栄

- 浪岡恵美子 工藤 義幸
中村 政雄 矢野 義幸
神山 茂行 岩上 多美子
羊 栄 久保 昇
山崎ヨシ子 戸沢 直道
小口千代子 若山 義雄
豊里 なし 尾ノ上
別太 利幸 大窪 芳子
乾 里見 高木 文雄
高木 敏子 高木 文雄
佐々木留次郎 都築 民子
小花井 大橋 信一
久保 清一 神田 佳子
網 丘 坂本トシ子
加藤 サキ 神田 佳子
保科 文子 坂本トシ子
黒川 洋子 坂本トシ子
林 谷 坂本トシ子
板 谷 坂本トシ子
竹村 勝己 坂本トシ子
福 井 山上 広
白川 幸男 佐藤 栄子
岸本 元春 古矢 君枝
土生 義信 古矢 君枝
岡出 松雄 古矢 君枝
相 馬 佐藤 ミヨ子
紺野 久子 佐藤 ミヨ子
今野 幸枝 佐藤 光雄
西 富 瑞穂 なし
瑞穂 なし 五十万
林 伸次 五十万
昆 布 五十万
清川 コト 岩上 健三
佐々木ワツ子

新有権者のみなさん、立派に成人されて、名実ともに社会の一員として出立されますことを心からお喜び申し上げます。御承知のとおり、日本国民で満二十年に達しますと選挙権をもち、国会議員をはじめ、市町村長や市町村議会議員などの公職につく人たちの選挙する権利をもつこととなります。選挙は国や地方公共団体の政治の仕事を私たちにわけてやってくれる人を選び出すことで、真に国民の意思にたつたよい政治による共団体の向上発展があるといふことがいえます。ですから私たちが政治に

無関心であつたり、他人ごとと考へたり他人ごとと考へたりしていかげんな選挙が行なわれたのではとて、も立派な政治は期待できません。みなさんは、これから社会に一人前の人としての生活をふみだすことですが、選挙の重要さをよく知り、新しく取得された選挙権を正しく行使して国民としての義務を果されませう、心から希望してやみませぬ。選挙管理委員会



成人の日を迎えて

国の政治が、国民の福祉をはかることにあるように町の仕事も町民の生活を豊かにし、住みよい町をつくるのが目的です。しかし、町がいろいろの仕事を進めてゆくためには、たくさんのお金がかかります。個人や会社の場合は労働力なり、資産なりを出して、収益をあげ経営しますが、町の場合は、そこに住む住民によつて組織され、その仕事は住民全体の考えによつて運営されてゆくのですから、そのために必要な経費は、そこに住む住民によつてまかなわれなければなりません。その経費にあてられるのは税金というもので、みなさんの家の前の道路や橋、あるいはお子さん方が安心して勉強できる学校も、

納税

進む計画

あとおす納税

徴収実績調

| 税目 | 昭和34年度実績 | | | | 昭和35年度実績 | | | |
|-------|------------|------------|--------|------------|----------|------------|------------|--------|
| | 調定額 | 34.11.30現在 | % | 年度決算 | % | 調定額 | 34.11.30現在 | % |
| 町民税 | 6,941,500 | 3,475,247 | 59.12 | 6,890,417 | 99.26 | 7,754,313 | 4,700,048 | 60.61 |
| 固定資産税 | 30,146,950 | 28,518,890 | 94.54 | 29,773,118 | 98.76 | 30,326,540 | 22,889,252 | 75.48 |
| 軽自動車税 | 201,820 | 204,410 | 101.23 | 198,360 | 98.29 | 258,750 | 257,000 | 99.32 |
| 煙草消費税 | 1,857,210 | 1,246,240 | 100.00 | 1,857,210 | 100.00 | 1,283,410 | 1,283,410 | 100.00 |
| 電気ガス税 | 1,124,443 | 1,124,443 | 100.00 | 1,124,443 | 100.00 | 798,636 | 798,636 | 100.00 |
| 木材引取税 | 215,457 | 215,457 | 100.00 | 215,457 | 100.00 | 271,095 | 129,000 | 47.58 |
| 入湯税 | 474,720 | 337,545 | 100.00 | 474,720 | 100.00 | 310,465 | 276,125 | 88.94 |
| 国保税 | 4,492,840 | 3,071,400 | 68.06 | 4,361,940 | 97.09 | 5,366,330 | 3,698,540 | 68.92 |
| その他旧法 | 114,340 | 8,350 | 7.30 | 20,601 | 18.02 | 76,819 | | |
| 合計 | 45,454,940 | 37,783,357 | 83.11 | 44,895,665 | 98.77 | 46,369,539 | 34,332,011 | 74.01 |
| 滞り | 5,127,540 | 630,706 | 12.30 | 1,603,251 | 31.26 | 3,658,607 | 138,331 | 3.78 |
| 計 | 50,582,480 | 38,414,063 | 75.94 | 46,498,316 | 91.92 | 50,028,146 | 34,470,342 | 68.90 |

狩太町史ができました

希望の方に頒布します

町民のみならずも御承知のように、この数年久しく編纂を進めてきました狩太町史が、このほど完稿し発行されました。この町史には、狩太町の生きた六十一年の歴史が脈々と流れており、是非町民の方々に御一読を願いたいと思っております。いかにして狩太が誕生し開拓時代から今日まで血と汗と苦しみで堪えて来たか先祖、先人達がどのように歩み留めて来たか、或いは喜び楽しんで生活した町が成長して来たのであるかという史実が、あますところなく集録されて、読まれる方々には、きつと深い感銘を与えること、信じております。今この町史の発行を記念して、希望者に頒布することになりましたので、購入の希望者は次によつて申込み下さるよう、お知らせいたします。

狩太町史のあらまし
総頁 七五七頁
知事町長の序文
写真 一一一葉

第一編 一〇〇部限り
第二編 1自然人口
第三編 雑纂

▼頒布の要領▲
▼頒布部数 一〇〇部
▼価格一部 一、〇〇〇円
(実際製本価格は一、五〇〇円です)

▼申込先
狩太町教育委員会
頒布は一〇〇部限りですので、購入希望者は早目に申込んで下さるようお願いいたします。

★国民年金について★

この年金資格届を提出されたか。
保険料の掛けすも国民の要望によつて死亡一時金の制度が出来ました。
保険料を三年以上納めて、六十五才に達する前に死亡した場合はその遺族に遺族年金を支給します。
三年以上五年未満
五、〇〇〇円
五年〇〇十年

七、〇〇〇円
十年以上十五年未満
一四、〇〇〇円
十五年〇〇二十年
二一、〇〇〇円
二十年〇〇二十五年
二八、〇〇〇円
二十五年〇〇三十年
三六、〇〇〇円
三十年〇〇三十五年
四四、〇〇〇円
三十五年以上
五二、〇〇〇円

刃物等を持たない

運動に協力して下さい

最近青少年に刃物等を持つことが流行し、これに起因する殺人、傷害等の凶悪な非行が増加しており、まことに憂慮すべき実情です。刃物に於いてもこれに対処するため、過日町内各種団体の参集を求め、この運動につきの様に強力に推進する様決定しましたので町民一般の協力を特にお願い致します。

※一般に對する要望
○刃物類は必要なきもの絶対にもたないこと
○イタズラや遊びに使わないこと
○どんなときでも刃先を人に向けないこと
○持ちあるくときはケースに納めてカバンに入れてポケットに入れないこと

○刃物類は使った後は人目につかないところにキチンとしまっておくこと
※取扱業者に對する要望
○小学生には安全カミソリで作った鉛筆けつりの他一切の刃物を売らないようにして下さい
○中学については使用目的をよく確認してから販売して下さい
○危険度の高い飛び出しナイフや必要以上に刃先の

出初式は1月6日

町消防団の新春、恒例出初式は一月六日に挙行せられます。当日は左記時刻にサイレンを吹鳴いたし、まちがいのないよう、ご注意下さい。

サイレン吹鳴時刻
一月六日
午前七時
午後七時三十分

歳末たすけあい実施

社会福祉協議会では皆んなで明るい正月を迎えられる様にと今年も「歳末たすけあい」を狩太町と同婦人会共同募金の後援を得てつぎのように実施しました。皆様の協力を感謝致します。

○民生委員の調査による世帯四二戸に対し見舞品と粉をいただきました。

正しい家畜の取引

最近家畜の取引が多くなつてきましたが、正しい家畜の取引についてお知らせします。

家畜の取引は公正であること、その家畜の健康や健康手帳と内容が同一であること。次に家畜のあつせんを受けた場合は、必ず現金支払いと同時に家畜引渡証を受取ること。

又、家畜のあつせんが出来た人は家畜商の免許を持つた方で、左記のとおりです(狩太町内)これらの人以外は同じ行為は出来ません

佐藤 初一 松永重太郎
青山千代松 木島重太郎
加藤三男吉 高山 為治
松井 寅男 久保 太郎
松原 藤松 久保 開
早坂 定八 高山 吉次
中野源太郎 三田村実意
福山 湖兵衛 大西 正道
佐藤 栄 堀 仁
井口 清



町簡易水道給水條例を制定 議案九件外五件を可決

昭和三十
五年とう尾
の町議会(定
例会)は、
旧より二十
一日より二
日間におわ
り開催され
ました。
今回上程せ
られた議件
は……

昭和三十
五年とう尾
の町議会(定
例会)は、
旧より二十
一日より二
日間におわ
り開催され
ました。
今回上程せ
られた議件
は……

一、職員給与に関する条
例の一部を改正する条
例の制定について
一、昭和三十五年度狩太
町歳入歳出追加更正予
算
一、昭和三十五年度狩太
町国民健康保険特別会
計歳入歳出追加更正予
算
一、狩太町簡易水道事業
給水条例の制定につい
て

特別会計
(事業) 役場費(職員費)
五五、〇〇〇円余
(直診) 施設費(職員費)
四七三、〇〇〇円余
が追加更正せられ可決決定
をみました。
一、簡易水道事業給水条例
の制定については別掲の
如き、条例が制定せられ
ました。



写真は
後志澱粉工業所
社長 今井重春氏

後志澱粉工業所 今井社長的美挙

後志澱粉工業所社長今井重春氏は、この
たび狩太町総合グラウンド水泳プール建設
資金として三十万円を町へ寄附採納を
申し出られた。このたびの議会に採納され
ました。同氏は昨年同プール建設資金
金として二十万円を寄附せられており、
現在狩太町体育協会会長として斯道の為
に御尽力を頂いており関係者一同感激し
ております。

狩太町簡易水道事業給水条例

第一章 総則

(条例の目的)
第一条 この条例は狩太町
簡易水道事業の給水につ
いての料金及給水装置工
事の費用負担その他の供
給条件並びに給水の適正
を保持するために必要な
事項を定めることを目的
とする。
(給水区域)
第二条 狩太町簡易水道事
業の給水区域は次の区域
とする。
一、狩太町字本通、富士
見、中央通、羊蹄、有
島、曾我
(用語の定義)
第三条 この条例の用語は
次の定義による。
一、「給水装置」とは配水
管から分岐して設けら
れた給水管及び、これ
に直結する給水用具を
いう。
二、「一般用」とは第三条
第四号及び第五号に属
しない一般家庭、その
他のものにおいて使用
するものをいう。
三、「営業用」とは料理、
飲食店、旅館、劇場、
娯楽場、美容理髪業等
に使用するものをいう。
四、「浴場営業用」とは一
般公衆浴場を使用する
ものをいう。但し鉄道
宿舎共同浴場について
は別に規定する。
五、「官公署団体用」とは
官公署、学校、病院、
事業場等に使用するも
のをいう。
六、「定例日」とは料金算
定の基準日としてあら
かじめ町長が定めた日
をいう。
(給水装置の種類)
第四条 給水装置は次の四
種とする。
一、専用給水装置 一世
帯又は一ヶ所で専用す
るもの。
二、共同給水装置 二世
帯若しくは二ヶ所以上
で共用するもの又は公
衆用に供するもの。
三、消火せん 消火用に
使用するもので公認と
する。
四、私設消火せん 私費
をもつて設置する消火
用を使用するもの。
(給水装置の所有者の代理
人)
第五条 給水装置の所有者
が町内に住居しないとき
又は町長に於て必要があ
ると認めるときは給水装
置の所有者は、この条例
の定める一切の事項を処
理させるため町内に居住
する代理人を置かなけれ
ばならない。
(総代理人の選定)
第六条 次の各号の一に該
当する場合は総代理人を選
定し町長に届出なければ
ならない。
一、給水管を共用する
とき
二、共用の給水装置を使
用するとき
三、その他町長が必要と
認めるとき
2 町長は前項の総代理人を不
適当と認めるときは変更
させることができる。
(同居人の行為に対する責
任)
第七条 給水装置の使用
者はその家族、同居人、使
用人、その他従業者等の
行為についてもこの条例
に定める責任を負わなけ
ればならない。
(給水装置の管理)
第八条 給水装置の使用
者は水を汚染されること
のないよう給水装置を管理
し、供給を受ける水、又は
給水装置に異状がある
と認めるときは直ちに修
繕、その必要な処置を町
長に請求しなければなら
ない。
2 前項の規定による請求が
なくとも町長が必要を
認めるときは、修繕、
その他必要な処置をする
ことができる。
3 前二項の修繕に要した費
用は使用者、又は所有者
の負担とする。但し町長
の認定によりこれを徴収
しないことができる。
第二章 給水装置

追徴する。
(給水そう置の変更)
第十六条 配水管の移転、
その他の理由によつて給
水そう置に変更を加える
工事を必要とするときは
所有者の同意がなくても
町が施行することができる。
第三章 給水
(給水の原則)
第十七条 給水は非常災害
水道施設の損傷、公益上
その他止むを得ない事情
及び法令、又はこの条例
の規定による場合のほか
制限又は停止すること
はない。
2 給水を制限又は停止しよ
うとするときは、その日
時及び区域を定めて、そ
の都度これを告示する。
但し、緊急やむを得ない
場合はこの限りでない。
3 給水の制限、停止、断水
又は漏水のため損害を生
ずることがあつても町は
その責任を負わない。
(水道量水機の設置)
第十八条 給水量は町の水
道量水機により計算する
ただし、町長が必要
がないと認めるときは、
この限りでない。
2 量水機は給水装置に設置
し、その位置は町が定め
る。
3 町が規定する量水機は申
込者において設置できる
但しこの場合は第十一条
第二項に準ずる。
(量水機の貸与)

の工事及び費用

【前頁より】
当する場合は総代理人を選
定し町長に届出なければ
ならない。
一、給水管を共用する
とき
二、共用の給水装置を使
用するとき
三、その他町長が必要と
認めるとき
2 町長は前項の総代理人を不
適当と認めるときは変更
させることができる。
(同居人の行為に対する責
任)
第七条 給水装置の使用
者はその家族、同居人、使
用人、その他従業者等の
行為についてもこの条例
に定める責任を負わなけ
ればならない。
(給水装置の管理)
第八条 給水装置の使用
者は水を汚染されること
のないよう給水装置を管理
し、供給を受ける水、又は
給水装置に異状がある
と認めるときは直ちに修
繕、その必要な処置を町
長に請求しなければなら
ない。
2 前項の規定による請求が
なくとも町長が必要を
認めるときは、修繕、
その他必要な処置をする
ことができる。
3 前二項の修繕に要した費
用は使用者、又は所有者
の負担とする。但し町長
の認定によりこれを徴収
しないことができる。
第二章 給水装置

ち町の検査を受けなけ
ればならない。
(材料の検査)
第十二条 工事に使用する
材料はあらかじめ町長の
定める検査を受けなけれ
ばならない。
(工事の費用負担)
第十三条 給水装置の工事
費は工事申込者の負担と
する。ただし町が町の費
用で施行することを適
当と認めるときは、この
限りでない。
(工事費の算出方法)
第十四条 町が施行する給
水工事の費用は次の合計
額とする。
一、設計費
二、材料費
三、運搬費
四、労務費
五、道路復旧費
六、工事監督費
七、間接経費
2 前項の各号に定めるもの
のほか特別の費用を必要
とするときは、その費用
を加算する。
(工事費の予納)
第十五条 町において給水
装置の工事を施行する
ときは設計により算出した
概算額を予納しなければ
ならない。但し官公署、
その他、前納の必要がな
いと認められたもの及び修繕
工事、その他町長が、
その必要がないと認め
るときはこの限りでない。
2 前項の既算額は施行後こ
れを精算し過不足がある
ときはこれを還付、又は

第十九条 町が設置した量
水機については給水装置
の所有者、又は使用者に
保管させる。
2 前項の保管者は善良な管
理者の注意をもつて量水
機を管理しなければなら
ない。
3 保管者が前項の管理義務
を怠つたために量水機を
亡失、又はき損した場合
は町長が定める損害額を
弁償しなければならない。
(届出)
第二十条 給水そう置の使
用者、所有者、又は総代
人は次の各号の一に該当
する場合は、あらかじめ
町長に届出なければならない。
一、給水そう置の使用を
開始又は中止するとき
二、料率の異なる二種以
上の用途に使用するとき
三、消火演習に使用する
とき
四、臨時の用途に使用す
るとき
第二十一条 給水そう置の
使用者、所有者又は総代
人は次の各号の一に該当
する場合は直ちに町長に
届出なければならない。
一、前使用者の給水装置
の使用に関する権利義務
を承継し、引継いで
使用するとき
二、給水そう置の用途に
変更があつたとき
三、総代理人に変更があつ
たとき又はその住所に
変更あつたとき
四、給水そう置の所有者
が町内に住居しないとき
又は町長に於て必要があ
ると認めるときは給水装
置の所有者は、この条例
の定める一切の事項を処
理させるため町内に居住
する代理人を置かなけれ
ばならない。
(総代理人の選定)
第六条 次の各号の一に該
当する場合は総代理人を選
定し町長に届出なければ
ならない。
一、給水管を共用する
とき
二、共用の給水装置を使
用するとき
三、その他町長が必要と
認めるとき
2 町長は前項の総代理人を不
適当と認めるときは変更
させることができる。
(同居人の行為に対する責
任)
第七条 給水装置の使用
者はその家族、同居人、使
用人、その他従業者等の
行為についてもこの条例
に定める責任を負わなけ
ればならない。
(給水装置の管理)
第八条 給水装置の使用
者は水を汚染されること
のないよう給水装置を管理
し、供給を受ける水、又は
給水装置に異状がある
と認めるときは直ちに修
繕、その必要な処置を町
長に請求しなければなら
ない。
2 前項の規定による請求が
なくとも町長が必要を
認めるときは、修繕、
その他必要な処置をする
ことができる。
3 前二項の修繕に要した費
用は使用者、又は所有者
の負担とする。但し町長
の認定によりこれを徴収
しないことができる。
第二章 給水装置

【前頁より】
 いて水道の使用を開始、
 若しくは中止したときの
 料金は、次のとおりとす
 る。
 一、月の中途において使
 用開始、又は中止した
 ときは使用期間十五日
 を超えるときは一ヶ月
 分とし、十五日に満た
 ないときは二分の一と
 する。

(料金の前納)
 第二十七条 臨時給水、そ
 の他町長が必要である
 と認めるときは、給水装
 置の使用申込の際、町長
 が定める料金を前納させ
 ることができる。

2前項の料金は使用中の
 届出があつたとき精算す
 る。但し届出のない場合
 は町長が使用中の状態
 であると認めるときこれ
 を精算する。
 (料金の徴収方法及び納入
 期間)
 第二十八条 料金は納額告
 知書にて次の各号により
 納入しなければならない
 一、使用継続中のものは
 翌月十日までに納入す
 ること。
 二、使用を廃止、又は中
 止した日に納入するこ
 と。

第二十九条 手数料は次の
 各号によつて申込者から
 申込と同時に、これを徴
 収する。
 一、工事の設計をするこ
 と
 二、材料の検査をするこ
 と

特別な検査を行うとき
 は、その実費を増徴す
 ることができる。
 三、工事の検査をするこ
 と
 四、共用せんのかぎ、
 又は鑑札の再交付をす
 るとき
 五、私設消火せん使用の
 立会をするとき

別表第三
 以下に該当するときは式千円
 の過料を科し、その
 理由が継続する間給水を
 停止し損害があつたとき
 はこれを賠償させること
 ができる。
 一、料金又は手数料の徴
 収を免れようとして詐
 欺、その他の不正行為
 をしたとき
 二、係員の職務の執行を
 拒み、又はこれを妨害
 したとき
 三、正規の手続を経ない
 で給水工事を行い又は
 施設と連絡して使用す
 る場合において警告を
 発しても、なおこれを
 改めないとき
 (停水処分)
 第三十四条 町長はこの条
 例により納付すべき料金
 手数料及び工事費を期限
 内に納入しないときは完
 納するまで給水を停止す
 ることができる。
 (料金を免かれた者に対す
 る過料)
 第三十五条 町長は詐欺、
 その他、不正な行為によ
 つて料金又は手数料の徴
 収を免れた者に対し徴収
 を免かれた金額の五倍に
 相当する金額以下の過料
 を科することができる。
 (給水管の切斷)
 第三十六条 町長は次の各
 号の一に該当する場合、
 管理上必要があると認め
 たときは給水管を切斷す
 ることができる。
 一、給水装置所有者が六
 十日以上所在不明で、

別表第六
 2前項の手数料は特別の理
 由のない限り還付しない
 (料金、手数料の軽減又は
 免除)
 第三十条 町長は公益上、
 その他特別の理由がある
 と認めるときは、この条
 例によつて納付しなけれ
 ばならない料金、手数料
 その他の費用を軽減又は
 免除することができる。
 (滞納に対する措置)
 第三十一条 この条例に規
 定する使用料工事費、損
 害賠償費、並びに過料を
 滞納したものに對しては
 町の公法上の収入徴収に
 関する条例の規定を準用
 するものとする

第五節 取締
 (検査等費用負担)
 第三十二条 町長は管理上
 必要があると認めるとき
 は給水装置を検査し適当
 な措置をさせ又は自らこ
 れをすることができ、
 2前項に要する費用は措置
 をされた者の負担とする
 (停水処分及び過料)
 第三十三条 次の各号の
 一、給水装置の所有者が六
 十日以上所在不明で、

★使用料金表★
 別表一
 種類 用途 数量 基本料金 超過料金
 一般用 家族人員
 支せん 一程に付 三〇〇円 一人増す
 浴槽 一ヶに付 三〇〇円 毎に
 自動車 一頭に付 一〇〇円
 自働車 一台に付 大型一五〇円
 計 八ヶ月間 小型一〇〇円
 一般用 一立方メートル 三〇〇円
 浴室 一〇〇〇〇 増す毎に
 官公署 一、五〇〇円
 浴場 二、〇〇〇円
 事務所 二、〇〇〇円
 工業 三、〇〇〇円
 鉄道浴場 五、〇〇〇円
 計 八〇〇円

別表二 設計手数料
 一件に付 三〇〇円 新設、増設、改造工事
 別表三 材料検査手数料
 〇〇〇管一米に付 水せん弁類 異型管一ヶに付 又は一本
 金属製品化学製品一ヶに付 金属製品化学製品に付
 二五〇円 二五〇円 三〇〇円 一〇〇円 一〇〇円 三〇〇円
 別表四 工事検査手数料
 一件に付 二〇〇円 備 新設、増設、改造工事
 別表五 共用せんかぎ再交付手数料
 一箇に付 一〇〇円 備 鑑札とも
 別表六 私設消火せん使用立会手数料
 一件に付 二〇〇円 同 備 使用時間は十分以内とする

第三十七條 この条例に違
 (罰則)
 第六章 補則
 (規則等への委任)

第三十八條 この条例の施
 行に必要事項は
 町長が別に定める。
 附則
 この条例は昭和三十六年一
 月一日より施行する。

本町の簡易水道工事も、
 みなさんの協力により、十
 二月中の試験通水も終り、
 一月一日より事業開始の運
 びに至りましたことは御同
 慶に存じます。
 只、各戸引込み工事が降
 雪後、各戸引込みみなさんに
 大変御迷惑をお掛けいたし
 ましたことを、お詫びいた
 します。又給水管路の埋戻
 し、給水せんの取付位置、
 その他について、なほ不備
 の点があるうかと思われま
 すが、これは融雪後におい
 て各戸にわたり巡回し、手
 直しを実施する予定でお
 りますので、御了承の程願
 います。
 今後におきます水道の故
 障、凍結、漏水などがあり
 ました場合は、役場の水道
 係において補修いたします
 ので直ちに御連絡下さい。
 各自においての故障の修
 理は絶対になさらぬよう
 特にお願ひ致します。

水道の取扱い
 について